**第３回あり方検討会現運営者による状況について**

資料２

**１　ライトセンターの経緯について**

　昭和２３年　ヘレンケラーの来日　日赤社長が来日招致にかかわるメンバーであった。

　昭和２４年　全国の赤十字奉仕団に視覚障がい者に対する支援の呼びかけ。

　昭和２５年　神奈川の赤十字奉仕団が盲学校に点字図書の寄贈活動を開始。

　昭和３０年　日赤県支部の事業として点字図書の貸出を開始。

　昭和４０年　神奈川県点字図書館設置（県から委託運営）

　昭和４９年　神奈川県ライトセンター設置（県から委託運営）

　平成　５年　現ライトセンター開所

　平成１８年　指定管理者制度導入（５年間）　第１期指定管理

　平成２３年　第２期指定管理

　平成２８年　第３期指定管理

　令和　３年　第４期指定管理

**２　ライトセンター５事業の状況などについて**

**情報提供事業**

　ライトセンターの根幹の事業として位置付けて運営を行っている。点字・録音図書および雑誌の製作発行を行っており、その多くは視援奉の協力による。録音雑誌については全国最多の発行数となっている。

　他館では製作困難のような難易度の高い本の製作も行っており、さらには、完成した録音図書の読みなど品質は利用者からの評価も高い。

　図書の製作は利用者からのリクエストを受け、選書委員による選書も含めて製作している。図書・雑誌の製作、貸出だけではなく、プライベートサービスの実施（オンラインによるものも実施）している。

　※利用者にリクエストをセンターだよりでも呼びかけている。

　※デイジー図書のニーズは高い。

　※サピエの決まりにより、人気図書の製作は先手必勝的になっており、人気図書を製作することは容易ではない。

**指導訓練事業**

　利用者のニーズに沿った相談、サポート、訓練を実施。来館によるものだけでなく、県内各地に職員が出向いての対応を日常的に行っている。

現在、相談支援担当は４名（うち歩行訓練士３名体制）とし、待機者はいない。（相当昔に待機者が出たこともあったが、歩行訓練士を増員し待機は解消している）

　日常生活訓練、歩行訓練、ＩＴ機器の操作相談、読書機器の操作支援、点字指導、幼児相談、こころのケアなど対応は多岐にわたっている。

　相談訓練対応件数　２，２０１件　延べ１，０９４人

幼児指導（通称ひよこ教室）は、定期的に開催していたが来館される方も少なくなり、

スタッフを複数名が待機しているものの誰も来ないという状況も見られるようになった。

盲学校で同様な取り組みを行っていることなどもあり、県とも協議を行い約１年の周知期間を設けて、定期的な集合型の教室は終え、子ども・保護者同志の交流の場として、キッズルームに模様替えを行った。また、視覚障がい児や保護者対象のイベントなどを開催することとした。

　（ひよこ教室は終了し、保護者によるひよこの会が誕生したが、ライトセンターひよこの会という表現もあり混乱が生じたことなどもあった。）

**ボランティア育成事業**

　県内各地域でのボランティア養成の指導者となるべく人材を養成することと、ライトセンター事業を進めるためのボランティアを養成することが目的とされてきている。これまでの経緯からも視援奉と車の両輪としてボランティア養成ならびに活動を支援してきている。また、県内の視覚障がい支援ボランティアの支援を行っている。

社会環境の変化や高齢化の影響、また、障害者支援の法制度化（読書バリアフリー法など）により図書製作のあり方などについても、検討することが必要な状況になってきている。

**スポーツ振興事業**

平成５年の施設リニューアルに伴い付加された事業だが、当初から特にプールについては利用者が少なかった。このため視覚障がい以外の障害者の利用も県からの意向もあり、認めることになったが、視覚障がい以外の障がい者の利用が増加するに伴い、視覚障がい者から利用がし難いという声も上がり始めた。また、事故も起こるなどしたため、県とも協議を行いプールについては視覚障がい者の利用に戻した。

また、県内各地域でのスポーツ振興のため、地域でのスポーツ体験教室なども開催してきたが、参加者も少ない状況が見られた。

　特にプールは実利用人数が多くない状況が施設設置当初から続いている。また、夜間利用についても、施設設置当初から利用は非常に少ない状況は変わることがなく、開館していても誰も来館しないという状況も見られ、近隣住民から税金の無駄使いだと苦情を受けるようなこともあった。

　県とも協議を重ね、利用者ニーズ調査なども行い夜間利用は停止した。その後しばらくして、県の意向もあり夜間利用を再開したが、利用状況は変わることがなく、再び県とも協議し現在の状況となっている。

　スポーツ振興事業は、かかる経費は大きい一方、利用実人数は多くなく、以前から課題となっている。当初から地域のスポーツ施設の利用を促進することがライトセンターの役割であるといわれており、県内のスポーツ施設への聞き取りや支援などもこれまでも行ってきているが、現実的にスポーツ施設からの依頼などは少ない状況となっている。（手帳交付者数の年齢構成などから視覚障がい者のスポーツ施設利用自体が多くないと思われる。）

**普及啓発事業**

ライトセンター事業の周知、視覚障がい理解の普及のため、さまざまな取り組みをこれまでも行ってきている。

　県内市区町村および社協に対し、職員が出向きライトセンターの存在と事業について説明を行うことや、県にも依頼し障害者手帳交付担当者に対しての啓発なども行っている。

　また、関係施設との連携や眼科医へのＰＲなども行っている。

一人でも多くの視覚障がい者にライトセンターの存在を知ってもらい、利用していただくことが大切であると考えている。メールマガジンもスピーディな情報提供のために、３種類（センター全体、キッズ、図書情報）を定期的に発行している。コロナについての情報も頻度多く発行したこともあるが、利用者から頻度が多い、不安になる、また、文字が多いなど意見もあったことなどから、定期発行にとどめている。

**３　ライトセンター運営の課題について**

　これまでの経緯のとおり日赤は視覚障がい者支援活動から事業を開始し、県の点字図書館からライトセンターの運営を行ってきているが、平成１８年度から導入された指定管理者制度の影響は非常に大きい。

委託運営時は正規職員２９名を定数として運営していたが、指定管理者制度導入後は、経費削減を行わねばならず、管理費、事業費の削減のみならず、人員削減を行わねばならくなった。その結果、令和３年度末は正規職員が１８名になっている。

効率的な運営自体は否定されるものではないが、夜間利用、幼児指導なども利用者減少によることも理由ではあるが、経費削減の影響も大きいことは事実である。

正規職員を削減し事業を継続するために、非正規雇用に転用せざるを得ないが、同一同労同一賃金や、非正規職員の処遇改善の法制度などもあり、経費削減の効果も少なくなっていることや、モチベーションの違いや継続した雇用の難しさなどの影響もある。

さらには、５年間という指定管理期間は、雇用の継続性にも大きな影響を生むことになっており、中長期的な視点にたった事業運営自体が難しくなっている。また、雇用の不安から転職する職員なども出ている。このため専門性が求められる職員の雇用や、雇用の維持も容易ではなくなっており、専門性の維持も難しくなっている。

無駄や怠慢は除かれるべきだが、福祉に競争原理と効率化を求めることが妥当なのかどうか判断が問われるものと考える。利用者ニーズ、安全第一、変わりゆく社会状況などを踏まえて、限られた財源のなかで、理想と現実を考慮して優先順位をつけて考えていくことが必要であると考える。